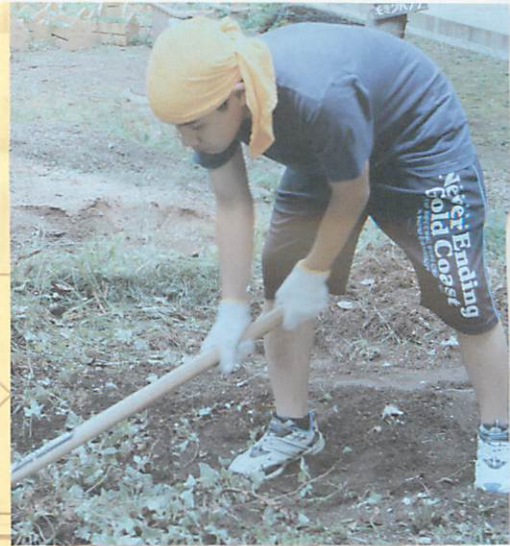




社会へ翔び立つ

チャンスをご覧ください

実習をさせてください！

ご連絡いただければ
進路指導担当者が
ご説明に伺います。



兵庫県立
こやの里特別支援学校
〒664-0017 伊丹市瑞ヶ丘2丁目3-2
TEL 072-777-6300
FAX 072-777-6301

実習について（お願い）

時下、貴社におかれましてはますますご清祥のことと存じます。

本校は知的障がいのある生徒が学ぶ学校です。卒業後の自立と社会参加をめざし、働く力やコミュニケーションの力などの向上を図りながら様々な取り組みを行っております。

それぞれの生徒の障がい特性は様々ですが、適した作業があれば自己の力を発揮できる生徒も少なくありません。

高等部卒業後はその多くが職業訓練施設・福祉事業所等へ進みます。中には企業・会社等に就職する卒業生もいます。しかし、働く力がありながら、働く会社が見つからず、福祉事業所等で働く卒業生が多いのも事実です。

学校では、授業の一環として職場実習を行っています。雇用に関わらずどうかは関係なく、まずは社会体験として、是非一度、実習をさせていただきたくお願い申し上げます。

チャンスをください！

■知的障がいの子どもたちも、社会に出て仕事をする中で「自分もみんなと同じように認められているんだ」という大きな「自信」を持ち、世界が広がります。みなさんのお力で社会とつながるチャンスをください。

実習は授業です

■実習は授業の一環なので、お金はいだけません。万が一事故があれば学校が責任を持ちます。

実習予定

- 2年生の実習予定：11月1週間（5日間）
- 3年生の実習予定：6月1週間（5日間）
- ※3年生については7月以降も随時実習を行います

実習の内容

対象者	高等部2年生及び3年生
期間	1週間程度
実習中の事故	「日本スポーツ振興センター」の災害共済給付の対象となります
報酬及び経費	労働に対する報酬は受けません 交通費・食費は保護者が負担します
通勤	原則として一人で通勤します
実習中の指導	教員による巡回指導または付添指導

障がいのある方を雇用する事業主の方への支援

支援メニュー

相談窓口・支援機関

障がいのある方を雇用する際に事業所が受けられる支援について知りたい

求人受理、職業紹介（仕事と障がい者とのマッチング）

求人申し込みを受理し、求人事業主に対してできる限り希望に添った障がい者を紹介するように努めます。

ハローワーク

障害者試行雇用（トライアル雇用）事業

3ヶ月間の試行雇用を通して、雇用に対する不安を軽減し、円滑な雇用に移行します。事業主には障がいのある方1人につき、1ヶ月4万円の奨励金が支給されます。

ハローワーク

障害者雇用事例リファレンスサービス

高齢・障害者雇用支援機構

障がいのある方を雇用するノウハウについて知りたい

就労支援機器の普及啓発 各種雇用相談・情報提供

中央障害者雇用情報センター

障害者雇用支援に関する研修等 雇用管理サポート事業

地域障害者職業センター等

特定求職者雇用開発助成金

ハローワーク等の紹介により障がいのある方を雇用する事業主に対し、支払った賃金に相当する額の一部を援助します。

都道府県労働局
ハローワーク

障害者初回雇用奨励金（ファースト・ステップ奨励金）

障がい者雇用の経験のない中小企業において、はじめて障がい者を雇用した場合に、100万円を支給します。

都道府県労働局
ハローワーク

特例子会社等設立促進助成金

特例子会社または重度障害者多数雇用事業所を設立し、障がい者を10人以上雇用した場合に、手厚い助成が行われます。

都道府県労働局
ハローワーク

障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金

事業主が障がいのある方を雇用するために職場の施設・設備の設置または整備や適切な雇用管理を図るための特別な措置を行った場合に、事業主に対して助成します。

高齢・障害者雇用支援センター

障害者雇用に係る税制上の優遇措置

障がいのある方を雇用する事業所には、様々な税制上の優遇措置があります。

税務署等